

## 大学入学者選抜協議会（第11回）

令和4年5月20日

【川嶋座長】 それでは、所定の時刻になりましたので、ただいまより「大学入学者選抜協議会」第11回を開催したいと思います。委員の皆様におかれましては、御多用の中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。こちらの声は聞こえてますでしょうか。ありがとうございます。

本日の議題は、主に3つございまして、1つ目は大学入学者選抜における不正防止・安全対策について。

2つ目は、令和5年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドラインについて。

3番目は、令和5年度大学入学者選抜実施要項についてとなっております。

まず、議事に先立ちまして、本協議会委員及び事務局に変更があったということですので、事務局から御紹介いただくとともに、併せて本日の資料の確認もお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【平野大学入試室長】 失礼いたします。大学入試室長でございます。まず、委員の変更について御紹介をさせていただきます。

国大協のほう、今岡委員から空閑委員に御変更がされているところでございます。また岡委員から兒玉委員に変更いただいているところでございます。よろしくお願いいたします。

また、入試センターにつきましても、山本委員に代わりまして、山口理事長が委員として参加をしてくださっております。よろしくお願いいたします。

また、本日は不正防止・安全対策に関する協議に関し、試験運営ワーキングの臨時協力者である板橋委員にも御参加をいただいているところでございます。よろしくお願いいたします。

また、事務局においても、4月に人事異動がありましたので、御紹介をさせていただきます。

角田文部科学戦略官でございます。

【角田文部科学戦略官】 角田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【平野大学入試室長】 古田大学振興課長でございます。

【古田大学振興課長】 古田です。よろしくお願いいたします。

【平野大学入試室長】 私、4月から大学入試室長になりました平野でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、初めに資料について確認をさせていただきます。資料については、議事次第に記載のとおり、資料1から資料7まで、参考資料は参考資料1から参考資料11まででございます。よろしくお願いいたします。

本日は、ウェブ方式での開催ということでございます。御発言の際には、挙手ボタンを押していただき、指名された後に御発言をいただきますようお願いいたします。また、聞き取りやすい御発言、資料参照の際の該当ページのお示し、ハウリング等を避けるため、指名後のミュート解除、発言後にはミュートに戻していただくなど、円滑な会議運営に御協力をいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

【川嶋座長】 ありがとうございます。それでは、議題1に入りたいと思います。

「大学入学者選抜における不正防止・安全対策について」でございます。まずは、大学入学共通テストにおける不正行為防止策について、大学入試センターにおける検討状況を御報告いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【山口委員】 大学入試センターの山口でございます。よろしくお願いいたします。

[Redacted content]



大学入試センターから以上でございます。よろしくお願いいたします。

【川嶋座長】 山口理事長，ありがとうございます。引き続きまして，不正防止・安全対策について，試験運営ワーキングでの検討状況を御報告していただきたいと思います。まずは事務局のほうから資料等の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【平野大学入試室長】 失礼いたします。大学入試室長でございます。

ワーキンググループのほうを設置させていただきまして，2回御議論をいただいたところでございます。まず，資料2について御説明をさせていただきます。

これはこのワーキンググループにおいて，大学入学者選抜における不正行為の防止対策を検討する上での基本的な考え方として取りまとめたものでございます。先ほどの山口理事長から説明のあった部分の基本的なコンセプトというものと軌を一にしている部分でございますけれども，丸1番目でございます。圧倒的多数は誠実に受験に臨んでいるということ。

2つ目，一方，極めて少数であるものの不正行為に及ぶ者が存在することは否定できないこと。また，技術の進歩によって機器を悪用することへの誘因が強くなることもないとは言えないということ。

3つ目の丸。公平性・公正性は確保されるべきものであり，不正行為が行われれば原則が成立しなくなるため，その対策が必要不可欠であること。

4つ目でございますけれども，大多数の受験生が誠実に受験しようとしていることを勘案した場合に，受験生全員がそうした例外的な行為に及ぶ可能性を前提に不正行為の防止策を検討することは適当ではないこと。また，極めて少数の者のために過度な対策を求めることは，過剰な人的負担や物的負担というものを実施主体に求めること，また，場合によっては，そのための財源を検定料や税金から受験生や国民に求めることになることから適当でない，妥当ではないということ。

最後の丸でありますけれども，不正行為を行わないように抑止力として機能するものを

検討するとともに、不正行為を行った者に対しては、再発を防止するような抑止効果のある取扱いが必要であるということ、このような考え方をまとめて議論をしたところでございます。

この考え方については、現状においてということではありますが、事態が変更をする場合には、今後必要に応じて修正していくというものとしてつくっているわけでございます。

続きまして資料3でございます。資料3が試験運営ワーキングにおいて議論をしていた不正行為防止策でございます。大きく2つに分かれておりまして、その中で3つに分かれております。

前提といたしまして、今回この入学者選抜実施要項に盛り込んでいくものというのは共通テスト、また、各大学の個別選抜、両方について対象となり得るものということで御理解いただきたいと思います。令和5年度大学入学者選抜実施要項に追加する不正行為防止対策として、まず試験監督ということでございます。

1つ目が試験監督、各大学が取り組むべき事項ということで、監督者が巡視を円滑に行うことができるよう、受験者の座席の配置など試験室の設定の工夫を行うこと。

試験時間中は、静謐な環境保持に十分留意しながら、試験室内の巡視を適切に行うこと。

巡視時に注意を要する観点を踏まえ、監督者等に周知をしておくこと。

入試方法や受験者数など、大学の実情に応じて必要な監督者や巡視を補助する人員を確保すること。このようなことを全大学で取り組んでいただくということを改めてしっかりと伝えていくということでございます。

受験生の所持品でございます。各大学が取り組むべき事項として、大学の実情に応じて、試験場に持ち込めないもの、試験時間中に使用できないもの、または身につけることができないもの、そうしたもの。また、大学が持込みや使用を禁止しているものを試験時間中に発見した場合の取扱い、このようなことについて明記をする。

その上で、試験時間中に使用することを認めていない通信機器の持込みを認める場合には、試験開始前に電源を切らせるとともに、その後の取扱いについても説明を行うということでございます。ここは受験生任せにせずしっかりと取り組む。先ほどのセンターのほうで説明したプロセスというのも一つのやり方ということでございます。

次のページでございます。受験生への事前周知ということでありまして、各大学が取り組むべき事項として、不正行為に該当する行為、罰則について整理し、その内容を募集要項等において周知をすること。これは最初にプロセスとしてしっかりとやっていただく。

その上で、各大学の判断により、例えば不正行為については警察に被害届を提出する場合があるということをお知らせをきちんと周知をすること。このようなことをお伝えすることが重要ではないかと考えております。

2ポツは要項とはまた別でありますけれども、今後取り組むべき事項でございます。1つ目が高等学校等の理解、協力の下、不正行為をすることが行為者にとってマイナスであることの周知を徹底するというところでございます。ここはワーキングで少々議論ございましたけ

れども、この不正行為というものの内容というものについては、各大学ごとに、試験の類型ごとに異なってくることも考えられるところでもありますので、主に、募集要項にそのようなことが記載されているので、その点には注意を払うようにということを日常の指導の中で可能な限り取り入れていただく、このようなことを今のところはイメージしております。具体的な方法等はまた今後検討してまいります。

次も同様でございますが、不正を幫助するような行為に関わらないよう受験産業、家庭教師、大学生等へ協力を要請するというところでございます。この内容、方法等についても今後検討してまいります。

続きまして資料4でございます。資料4は安全対策という観点でございます。

安全対策については、各大学が取り組むべき事項ということで要項に明記するものとしたしまして、試験当日の安全対策について、必要に応じて警察や受験生が利用する公共交通機関等と連携して対応すること。

入試方法、受験者数など大学の実情に応じて、教職員の活用も含め、必要な警備要員を確保するとともに巡回を十分行うこと。

3つ目、警察や消防等の協力の下、対応マニュアルを定期的に見直すこと。日常的な取組というものでありますけれども、しっかりと磨き上げていくということでございます。

また、各大学が実情に応じて継続的に対応するというところでありますけれども、これは、これまでもしっかり取り組んでいただいているという前提の下でありますけれども、下から2つ目、試験場内や試験場周辺において、万が一何か不審物などを発見した場合に、その通報を受けられる体制を大学としては整えておいていただくこと。

また、自然災害や人為災害等により、受験することができなかった者がいる場合は受験機会の確保というものに配慮すること。このようなことについて掲げさせていただいております。

資料5という部分につきましては、これを要項に落とし込んだ場合、このような形になるということでございます。要項のほうはまた後で議題はございますが、要項の本体の内容というものについては、また、次回以降お示しを差し上げたいと思っておりますが、ここについては落とし込んだ部分を用意してございます。

私からの説明は以上でございます。それと先ほど私のほうで、冒頭、委員の交代について御紹介をいたしました。すいません、1件、ミスで御紹介が漏れておりましたので、御紹介させていただきます。全高長、全国高等学校長協会のほうから杉本委員から大山委員が交代でしていただいているところでございます。御紹介漏れまして、失礼いたしました。

私からは以上でございます。

**【川嶋座長】** ありがとうございます。それでは入試室長からの説明に加えまして、ワーキング主査の安井委員のほうから、何か補足等ございましたらお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

**【安井委員】** 安井でございます。ただいま平野室長の説明で十分かと思っておりますけれども、



以上です。

【川嶋座長】 ありがとうございます。大山委員，2つあるとおっしゃいませんでしたか，1点だけですか。

【大山委員】

【川嶋座長】 持ってない人と，分かりました。ほかの委員の方がいかがですか，御質問，御意見。いかがでしょうか。よろしいですかね。

また，入学者選抜協議会のほうの選抜実施要項の書きぶりにつきましても，次回も協議会がございますので，そのときにまた詳細に記載できるように議論できればと思います。この点よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは，続きまして安全対策について議論をしたいと思います。これもワーキングのほうの検討結果は説明していただきましたが，資料4，これにつきまして何か御意見，御質問があれば挙手ボタンでお知らせ願えればと思いますが，いかがでしょうか。特に，実際に試験を実施される大学側の委員の方々，いかがでしょうか。無理なところがあるとかないとか，これで結構とかありませんか。特にご意見はありませんか。

はい，それでは資料4にあるような方向で今後，選抜実施要項に詳細を記していくということで，次回の選抜協議会で，最終的に確認をいただければと思います。ありがとうございました。

それでは，本日の議題2番目でございますが，「令和5年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドラインについて」でございます。

まず，最初に資料について事務局から御説明をお願いしたいと思います。

【平野大学入試室長】 失礼いたします。資料の6-1を御覧ください。新型コロナウイルス感染症に対応した大学入試実施ガイドライン改訂のポイントということでございます。

本文のほう6-2にございます。適宜参照いただければと思います。見直しの事項について大きく3点ございます。

1つ目は基本的な考え方でございます。このガイドラインというものが，令和4年5月時点における我が国の感染状況や主流になっている株，オミクロン株でございますけれども，このようなものの状況を踏まえ，作成したものであるということの環境を明記したということでございます。これは実質的な修正ではございません。

2ポツ，試験場の衛生管理体制の構築ということでございます。(1)番，事前の準備で，別室の確保ということでございます。



実は昨年につきましては、無症状の濃厚接触者については別室を設けることとしている中で、オミクロン株とその他の株というものについては、これは同じ無症状の感染者でも、大学側には別室を2種類用意するという運用をしていたわけでございます。オミクロン株の特性というものが定かではなかったといった背景があったものと承知してございます。

今回につきましては、現段階においてオミクロン株というものが主流になっているということを踏まえまして、無症状の濃厚接触者は株の種類を問わず、同じ別室にするということをご構わないということで変更するものでございます。

続きまして、(2)番、試験当日の対応という部分でございます。丸4番、無症状濃厚接触者への対応と、一部変更でございます。

保健所から濃厚接触者の特定が本人に伝達される場合のほか、感染者、例えば親御さんのほうから息子さんは濃厚接触者に当たりますよと、このような形で伝わるといったケースも含めて、間接的に伝達される場合があるということをご明記した上で、2ポツでございますが、ここは取扱いが昨年と変わるわけではございませんけれども、自治体によって、濃厚接触者の特定を含む積極的な疫学調査を行わない場合というものがあることから、本年1月にQ&Aで示した内容、保健所が濃厚接触者の特定をしない場合や特定をしても検査しない場合は、無症状であれば試験できるということをごガイドラインに明確化するということでございます。

3ポツでございます。受験できない者として、入国者というものについては、入国時に待機を求められることもあるものですから、余裕をもって入国をするということについて改めて明記をしたということに加えまして、丸5番でございます。試験当日における対応といたしまして、受験生にこれまでは、大学の側が受験生に対する要請事項という中に、受験自粛の目安として、試験当日の体温が37.5度を超える場合といったような数字を決め打ちで書いていたわけでございますけれども、昨今の政府全体の動向なども踏まえまして、関連する症状の列挙というものに見直すと。ここは資料の23ページを見ていただくとイメージが、ガイドライン本体のページ、通し番号の23ページでございますけれども、分かりやすいかと思いますが、37.5度を超えている場合ということではなく、呼吸困難、倦怠感、高熱、比較的軽いせきの症状が続く場合などということで、このような形で列挙する形に見直しをして、該当する場合には医療機関に相談することということで書き換えを行ったところでございます。37.5度というところ、オミクロン株の特性なども踏まえますと、ここに1点で決め打ちをするという取扱いをやめるというものでございます。

私からの説明は一旦ここまでとさせていただきます。ありがとうございました。

**【川嶋座長】** ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの説明を踏まえて、令和5年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施の考え方について、議論を行いたいと思います。どなたからでも結構ですので、御発言願いたいと思います。とりわけ臨時協力者としてお願い、お入りいただいている感染症等の専門家の先生方からも補足やアドバイスがあれば、ぜひお願いしたいと思います。また、挙手ボタン

でお知らせいただければ、こちらからを御指名させていただきますが、いかがでしょうか。

それでは、大林委員どうぞ。

【大林委員】 大林です。最近の濃厚接触者の認定の状況を見ていると、もう保健所が判断はしてくれないので、もう各学校で濃厚接触者なんかは決めているんです。だから、もうそういったことに対応していかないといけないかなと思いました。なかなかもう保健所は判断はやってくれないですね。

以上です。

【川嶋座長】 ありがとうございます。(2)の丸4のところで、今の御指摘の状況を踏まえて修正をするという御提案になっております。ほかの委員の方はいかがでしょうか。専門家の委員の方々いかがでしょうか。柳元委員あるいは和田委員、いかがですか、何か補足ございますでしょうか。

【柳元臨時協力者】 ありがとうございます。柳元です。

この今回の変更というか書きぶりも含めてですけれども、現時点での対応には即した形にはなっているかと思えます。ただ、保健所については地域でもかなり差があるようですので、ちょっと、あまり踏み込んではこの時点では難しいのかなというふうには考えています。あとは病気、ウイルスの性質としましては、昨年度と今回ではウイルスそのものの大きな変化ということと言うと、オミクロンは今回の、今年の1、2月の試験のときにはあったものですので、この時点でそこが大きく変わったわけではないので、感染対策の本質ということでは従来の方法を踏襲するというのがいいのかなと思っています。ただ病気の性質が変わりましたので、症状の扱いなどについて少しアップデートされたものと理解しています。

私のほうからはひとまず以上です。

【川嶋座長】 ありがとうございます。和田委員、いかがですか。

【和田臨時協力者】 和田から1点ですけども、濃厚接触者が基本的には保健所が決めた方ということで、学校ではちょっと決めないというのは御確認いただければと思います。主に今同居の家族の方だけというふうにはなっておりますが、それを聞いた場合に学校でどう判断するかはなかなか難しいと思うんですけども、あくまで保健所のというのは定義としては正しいかと思えます。

以上です。

【川嶋座長】 ありがとうございます。基本は保健所の判断であるということですね。ほかに御意見、安井委員どうぞ。

【安井委員】 すいません、今のこの資料の6-1以外のところなんですけど、26分の18ページのところでもよろしいでしょうか。

【川嶋座長】 どうぞ。

【安井委員】 ここの試験監督者の感染症対策の要請のところなんですけど、いろいろ今、監督をいろいろ試験でもやってもらっているんですけども、この予防接種を、ワクチンですね、接種しているかどうかというところで、結構私はしていないのとかが、私は1回しか

していないのかという言い訳をする、言い方をする教員もいるんですけども、「各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましい」。勧奨接種なのでこういうふうに書かざるを得ないんだと思うんですけども、これは予防接種を受けていないという者が試験監督を行うということに対しては、どのように対応すればいいのかなというところで、もし専門家の先生方の御示唆がいただければありがたいと思います。

以上です。

【平野大学入試室長】 先に事務局のほうからお願いします。

【川嶋座長】 どうぞ。

【平野大学入試室長】 この部分は、また他の疾患の罹患等のリスクを減らすためということになっているので、この予防接種には、コロナのワクチンというものは含まれていないということが、まず、記述としては大前提でございます。あくまでコロナのワクチンを受けるか、受けないかは御本人の判断というところについて、そこはこの中では触れていないと。その上で、ほかの疾患、コロナではない疾患のリスクを減らすため、ここはあくまで各自の判断において受けておくことが望ましいということなので、これは、まず、コロナとそれ以外の話は別であって、それ以外の部分について、あくまで各自の判断で望ましいというレベルにとどめていると、この前提で受け止めていただければと思います。

【安井委員】 分かりました。そうすると、例えばインフルエンザとかそういうことですかね。

【平野大学入試室長】 はい。

【川嶋座長】 柳元委員、和田委員、いかがですか。専門家のお立場から。安井委員の御質問は、COVID-19のワクチンを接種していない教職員の試験監督に対して、どう対応すべきかという御質問だったと思いますが、和田委員、どうぞ。

【和田臨時協力者】 和田でございます。基本的には、試験監督というのは、ハイリスクな行動には当てはまらないと考えておりますので、やっていただくことはできると考えられます。ただ、もちろん濃厚接触者だとか疑いのある方の部屋に特別に配置するということはあまりないと思いますけど、そういうところは配慮は必要なんだと思いますが、あまりいろいろ書き込むと、また難しいところがあると思いますので、大学で判断していただければとは考えております。

以上です。

【川嶋座長】 ありがとうございます。濃厚接触者かどうか、また感染していても、無症状であったり、判断しにくいところあります。ほかに、柴田委員、どうぞ。

【柴田委員】 福岡県立大学の柴田でございます。現場で実施しているものについて、コロナですけども、コロナのワクチン接種というのは、非常にセンシティブな事項でございます。接種の有無というのは、基本的には尋ねてはいけないということになっておりますので、御本人からそういう申出があったときには総合的に判断するということになるかと思っております。こちらのほうで、ワクチンの有無とかということでのアロケーション

というのはいけないという具合に考えております。

以上でございます。御参考にしてください。

【川嶋座長】 ありがとうございます。ほかの委員の方々、御質問とか御意見ございませんか。よろしいですか。

それでは、今日いただいた御意見などを基にして、また次回、最終案に向けて事務局のほうで御検討を願えればと思います。

それでは、本日の議題の3番目に入りたいと思います。令和5年度、大学入学者選抜実施要項についてでございますが、最初に、事務局から資料の御説明をお願いします。

【平野大学入試室長】 失礼いたします。大学入試室長です。資料7を御覧いただきたいと思います。令和5年度大学入学者選抜実施要項の見直しの方向性の案ということでございます。

先ほど申し上げたように、次回の会議では、大きな方向性について、本日御議論いただいた上で本文のほうについてお示しを申し上げたいと思いますが、骨子ということで御説明をさせていただきます。

1点目がコロナ関係ということになってございますけれども、まず、大学入学共通テストの日程でございます。日程については、本試験1月14日、15日、追試験は2週間後の28、29ということでございます。2段構えで、2週間ということでございます。追試験の試験場設定については、現段階では、今後の状況を勘案した上で判断するということとどめさせていただきたいと思っております。また、各大学の個別選抜の日程については、今回は、変更はございません。その上で、追試験、振替試験等の対応、中止・延期等の大会や資格・検定試験等への対応、オンライン面接等における配慮事項については、引き続き、継続とさせていただきたいと思っております。

続きましては、調査書における配慮事項でございます。まず、画面共有のほうで、1点説明をさせていただきたいと思っております。文部科学省のほうで、今回、新型コロナウイルス感染症の中で、コロナ禍の中で、各高等学校が策定する調査書について、どういう取扱いになっているか、特に出席停止、忌引等の日数や授業日数を記載しないこととしたことの影響などについて、調査を行ったところでございます。回答率98.32%でございます。大学単位での回答をいただいております。

1ポツでございますけれども、令和4年度入試において、出欠の記録のうち、出席停止、忌引等の欄と授業日数について記載しないことにしたけれども、それらの記載がないことによって、入学者選抜に影響が生じたかという問いについてでございます。生じたと御回答のあった大学は、17大学、1.61%でございます。2ページ目、次のページをお願いします。ただ、上の部分、影響が生じたとされた大学の回答も、見てまいりますと、記述が高校ごとに統一されていないため苦慮したとか、もしくは出席状況を4年度は評価対象から外しましたということとか、フォーマットの変更でデータ処理が変わったといったことで、2つ目はほかの大学でもそのように対応されているということに影響が生じたと回答

されているということでしょうし、1つ目と3つ目はオペレーションの問題というところでもありますので、実質上、ほとんど大きな問題はなかったと見てとれるかと思っております。

その上で、2ポツのほうでございますけれども、大学入学者選抜における調査書について、今後、これはコロナ禍という今年とか、また来年といった状況というのを抜きに、今後も引き続き、把握が必要な項目についてお尋ねしたところ、おおむね表のとおり、大体、欠席日数が7割程度の大学さんは、これは必要であると。出席日数、出席しなければならない日数が大体3割から4割程度の大学さんが必要と。授業日数、出席停止、忌引等の日数、留学中の授業日数などは、2割弱の大学が必要とされていると、こういう状況でございます。全ての大学が、全てこれは把握が必要だとおっしゃっているわけではないんですが、一定の大学はこれを必要としていらっしゃるという状況が見てとれるわけでございます。

次のページをお願いします。そこについて、御回答いただいたところから特徴的なところを抜き出しますと、欠席日数が多い場合に確認を、面接試験などを行う可能性があるとか、学力以外の高校時代の取組も評価しているためとか、出席停止のいわゆる性行不良とか、そのようなものに当たっているかどうかを確認するためとか、公募推薦の選抜の資格の中に欠席日数がある場合とか、あとは、これは調査書ということと少し離れてくるかもしれないんですけど、入学前教育や入学後のサポートといったところ、こういったところについて、活用するといったことがあるのではないかと、こういった意見が大学からは自由回答的に上がってきているということでございます。

調査書の内容、取組、扱いについては、今後とも継続的に御議論いただく必要があるものと存じてございますけれども、この調査から、まず一つ伺えることとしては、昨年、通知の内容で行った授業日数や出席停止、忌引等について記載しないという取扱いをこれを継続するという事は差し支えないのだろうということ。ただ、中長期的な調査書そのものの扱いということについては、十分議論を深めていく必要があるだろうと、このようにございまして。

資料7に戻っていただきたいと思っております。ということでございまして、資料7の一番下の25ページの丸でございますけれども、調査書における記載事項については、引き続き、特定の入学志願者が不利益にならないよう授業日数や出席停止、忌引等の日数について記載しないという取扱いをさせていただきたいと思っております。これについては、実は今日、まだお示しできておりませんが、論点といたしまして、今、備考のほうにオンライン授業の日数などを記載するといった取扱いもあるわけでございますが、この点について、また、選考上、どのようなところを扱うかということについては、少々議論を、また我々のほうでも行っているところでございまして。また30日には、整理した形で御説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして、次のページをお願いいたします。先ほどの不正防止・安全対策につきまして

では、御説明したとおりでございます。おおむね大きな御意見をいただかなかったものと認識してございますけれども、続きのその他の部分に行かせていただきます。少々お待ちください。

続きまして、その他の部分でございます。まず、秋季入学に対応した多様な選抜の推進ということでございます。これにつきましては、参考資料9のほうを御覧いただきたいと思うんですけれども、大学入試の在り方に関する検討会の提言というところでございます。ここに、「秋季入学については」ということで、2つ目の黒丸でございますけれども、「これまでの先行事例が既にそうなっているように」ということで、多様な価値観が、つまり新たな価値を創造するキャンパスを実現する観点から、学力検査を中心とする通常の一般選抜とは異なる多様な選抜基準、方法を中心に推進することが適当であるとされているところでございます。

次回、また具体的な文言についてお示しをさせていただきますけれども、このような内容について盛り込むことを想定してございます。具体的に申し上げますと、秋季入学の時期とか方法、時期とか対象者などについては、今後、この要項も踏まえて、大学において検討していただくということ、それに加えて、秋季入学については、今、在り方検討会のほうにあるような通常の一般選抜とは異なるような方法というものもある程度示しながら、具体的にそういうことの方角で進めるということを示していきたいと考えているところでございます。こちらが秋季入学でございます。

続きまして、もう1個の黒丸が令和7年度大学入学者選抜実施要項の見直しに関する予告の前倒しということでございます。予告の内容の前倒しということについて、参考資料のほうを御覧いただきたいと思えます。参考資料7を御覧ください。参考資料7のほうに、令和7年度の予告というもので、こちらでも御議論をいただいて、まとめていただいたものがあるわけでございます。このうち、当然令和7年度に見直しが行われるような話そのものを、例えば、左下の入試方法の部分を整理するとか、例えば調査書の様式を見直すといった話については、これは全国統一的に対応する必要があることとございますので、直ちに見直しを前倒するというものではございませんけれども、この中において、今、考えているところが2つございます。多様な背景を持った入学者の選抜の工夫、入試方法で申し上げた左下の部分、入学者の多様性を確保する観点から入学定員の一部について、以下のようなものを対象として選抜を工夫することが望ましいと、こういった方法で記載を加えさせていただくといったことを、今のところ、私どものほうとしては考えているところでございます。

こちらについては、まさに家庭環境、居住地域、国籍、性別等、また、理工系分野における女子、このようなことが予告には盛り込まれているわけでございますけれども、このようなどころというものが見える形で入れていくということを想定していると。これが1点目でございます。

2点目につきましては、障害者への合理的配慮でございます。障害者差別解消法も開始

をされて、私立大学における合理的配慮の在り方というものも変わりつつあるわけがございますけれども、このようなあたりというところについては、順次対応していくことが望ましい案件でございますので、来年度の選抜要項には、このような内容については盛り込ませていただくということ、基本的には、令和7年度の予告でまとめていただいた内容というものをそのままトレースするといったイメージで、現在のところ、振り分けでございます。

大きくこのような点について、選抜実施要項を変えていくということを想定しているわけですが、また、次回、本文についてお示しする中で、その他のさらに細かい点というものがあれば、また次回、御説明をさせていただきたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。

【川嶋座長】       ありがとうございます。

それでは、共通テストの追試験の日程は本試験の2週間後です。令和4年度と同じになります。以下、追試験の試験場設定、これも状況によって、従来のように東西2か所にするのか、各都道府県に設置するのか、これは状況を見ながらということです。あと各大学の個別選抜については、令和4年度と変更なし、また、いろいろな配慮についても、令和4年度と同様に継続するという事。その下の調査書における配慮事項と、次のページの秋季入学に対応した多様な選抜の推進、また、令和7年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告の内容の前倒し、これが令和5年度に向けての選抜実施要項の内容の変更といえますか、追加ということになると思いますので、まず、令和4年度との対応を、そのまま引き取り取るという事項について、何か御意見とか御質問ございますか。

兒玉委員、どうぞ。

【兒玉委員】       大学入学共通テストの追試験の日程について、よろしいでしょうか。

【川嶋座長】       どうぞ。

【兒玉委員】       追試験の試験会場の設定について、お願いとお尋ねをしたいと思います。共通テストの追試験会場については、今後の感染状況の見通しを含む様々な状況等を勘案した上で判断するという事です。

そのこと自体は理解しておりますが、各県の主要大学や、試験会場となる大学では、試験室や試験監督等の調整や確保、合理的な配慮を必要とする受験生への対応などについて相応の準備期間が必要となつてまいります。追試験会場の決定時期を明確に示していただくとともに、時期については、昨年度同様に、例えば9月など早めをお願いしたいというところがございます。

また全都道府県に試験会場を設定することになった場合、追試験実施に伴う試験実施経費は適切に各大学に配分されるのでしょうか。

【川嶋座長】       ありがとうございます。これは、室長のほうから回答をお願いします。

【平野大学入試室長】       失礼いたします。今、兒玉先生からいただいた2点でございます。現段階においては、このような書き方ということでございます。いただいた点につい

ては、次期の点、当科大学の準備という部分については、日程的な面も含め、いわゆる金銭的なリソースというところも含めて、当然お話のあったところということについては、考慮した上で決めていかなければならないと。ただ、今の時期に、この瞬間に決めることには少し限界があるということで御理解いただければと思いますが、よくおっしゃっていることは、センターともども理解をしているつもりでございます。

【兒玉委員】 ありがとうございます。よろしくお願いします。

【川嶋座長】 ほかにこの継続分のところについて、何か御意見、御質問ございませんか。

【兒玉委員】 すいません。

【川嶋座長】 兒玉委員、お願いします。

【兒玉委員】 今年度も各大学の個別試験において追試験、振替受験の実施が要請される方針ということでございますので、過去2年間に引き続き、追試験、振替試験で合格した場合には、入学定員超過率の算定における入学者には含めないとする取扱いを継続していただきたいと思います。

特に、医学部や歯学部におきましては、厚生労働省や都道府県との関係において、他の学部より厳格な定員管理が求められております。追試験を実施するに当たっては、定員超過を前提として実施せざるを得ないという可能性がございますので、文部科学省は、厚生労働省との調整をお願いしたいと思います。

また、これまでも国大協より発言させていただいておりますが、追試験で合格した入学者については、収容定員についても、入学定員と同様に算定外とするように検討していただきたいと思います。もう3年目になっておりますので、追試験で合格した在学生の数が徐々に数が多くなってきているかと思っております。

以上、よろしくお願いいたします。

【川嶋座長】 分かりました。同じく、室長から回答をお願いします。

【平野大学入試室長】 今いただいた件については、従来から御指摘いただいております。我々としても、いわゆる入試という観点だけではない、大学の定員管理全体に関わる問題でありますので、関係部署ともしっかり協議をしてみたいと思っております。

以上です。

【川嶋座長】 ありがとうございました。

【兒玉委員】 ありがとうございます。

【川嶋座長】 よろしいでしょうか。それでは、大林委員、どうぞ。

【大林委員】 よろしく申し上げます。中止・延期等の大会や資格検定試験への対応のところなんですけれども、既に年に一度しかない検定もあって、2年生の3学期、1月から3月の検定というのは、受けられなかった子は、それ以降のチャンスがないんです。ですから、書きぶりとして、ぜひあった場合というよりは、もう既にあるということ前提に、



大学のほうに協力いただけるようお願いできればと思います。

以上です。

【川嶋座長】 ありがとうございます。もう既にそういう実績というか事実があるということですね。分かりました。ほかの委員の方々、継続の事項についていかがでしょうか。兒玉委員、どうぞ。

【兒玉委員】 ありがとうございます。追試験、振替受験についても1件、お尋ねします。

昨年度は、令和4年度の大学入学者選抜実施要項に関するQ&Aにおいて、追試験・振替受験の試験内容等については内容が決定次第、速やかに公表するものとし、必ずしも7月31日までに公表する選抜要項と同時に公表するという必要はないと、されておりました。今年度も昨年度と同様に、追試験や振替受験に関しては、7月31日までに必ずしも公表する必要はなく、決定次第、速やかに公表するという取り扱いになるのでしょうか。

【平野大学入試室長】 その御認識でよろしいかと思えます。

【兒玉委員】 ありがとうございます。

【川嶋座長】 ほかに御意見、御質問ございませんか。なければ、新たに内容を追加するという事項に入りたいと思えます。

まずは、調査書における授業日数、出席停止、忌引等の日数については、記載をしないという内容を、新たに令和5年度入学者選抜実施要項に記載するという案でございますが、これについてはいかがでしょうか。何か御意見ございますか。調査書を記載する側の方及びそれを活用する大学、それぞれお考えはあるかと思うんですが、いかがでしょうか。

先ほど室長からもお話がありました。調査書それ自体、ほかの項目を含めての見直しは今後、継続的に行うということで、出席に関する項目についての令和5年度入試については、授業日数、出席停止、忌引等の日数については記載を求めないということですが、いかがですか。これについては、特に支障はないということよろしいでしょうか。これは、その前にあるように、特定の志願者が不利益を被らないように、書いてある場合、書かない場合とまちまちということがあってはいけないということで、統一的に記載をしないということにするということでございます。よろしいですか。それでは、そのような記載にさせていただきたいと思えます。

続きまして、その他のところで、秋季入学に対応した多様な選抜の推進ということで、先ほども、資料の御紹介がありました。大学入試のあり方に対する検討会議での提言等を踏まえて、秋季入学に対応した大学入学者選抜実施方法等について、令和5年度の選抜要項には明確化するという案でございますが、これについては何か御意見、御質問ございますか。学生集団の多様化の観点から、選抜方法については、いわゆる冬ですか、2月の一般選抜の方法ではなくて、総合型選抜、学校推薦型選抜に準じた選抜方法で行ってはどうかということなんですけど、いかがでしょうか。特に御意見、御質問ございませんか。あ

りがとうございます。

最後に、令和7年度大学入学者選抜実施要項の見直しを図るよう、内容の前倒しということで、参考資料7ですか、先ほど御紹介いただきましたけれども、入学者の多様性を確保する観点、あるいは障害者への合理的配慮等、令和7年度を待たずとも、実施すべき内容について、令和5年度の選抜実施要項に記載するという案でございますが、これについては、いかがでしょうか。何か御意見、御質問ございますでしょうか。

特にこの点について御意見はありませんか。沖委員、どうぞ。

【沖座長代理】 ありがとうございます。沖でございます。すいません。本来であれば、その直前に手を挙げるべきだったんですが、今、検討いただいている点については、順次、対応可能なものから前倒しということで、こういう内容が入るということは非常によろしいかと思っておりますので、賛同いたします。

確認したいのは、実は、その直前の秋季入学関連の話で、実はこの文言だけだと何が明確化なのか、正直よく分からないので、実際に何を書こうとしているのかということを確認できればと思います。先ほども御紹介あった参考資料9、検討会議の提言のところ、実施方法について明確化するというのは、各大学がこういうことをやれという意味合いで言っているというよりは、多様化の観点から一般選抜ではない方法を主にすべきだという話を、令和5年度の要項からもう入れてしまうということを書くと。ですから、今お示しいただいているように、黒丸の2番目の後半の部分の話です。まさに、「のではなく、多様な」というところから、方法を中心に検討することみたいな文書を入れるつもりだという話なのか、いや、そうではなくて、少なくとも実際の制度として、いろいろと工夫をしてくださいというレベルの話なのか、特にこの提言、3つ目の丸のほうは、相当ラジカルに変えるという可能性を下のほうでは書いているような気もするので、実際のところ、いや、次回決めるんですと言われれば、そうですねということなんですけれども、現時点で明確化するという話、元の資料に戻ると、方法等について明確化するというのはまだ説明がないので、これは本当に令和5年度に足しちゃっていいのかというのは、もう少し丁寧に検討してもいいような気がしたんですけれども、これは文部科学省の皆さんはどうお考えなのかを、もう少し教えていただければと思います。お願いします。

【平野大学入試室長】 失礼いたします。先ほどの在り方検討会の内容を踏まえということでございます。今までは、秋季入学等4月以外の入学時期に関する入学者の選抜については、各大学において適切に判断するとだけ書かれていたところでございます。

ここについて、本日段階でイメージしているものということで申し上げますと、まず、4月以外の入学時期に係る選抜の実施に当たり、募集人員の規模、選抜時期、募集対象者については、この要項を踏まえて各大学において適切に判断するという内容というのを書くということに加えて、各大学において、入学者選抜のいわゆる能力とか適性等に応じて選択されるよう、主として、ここに書いているような学力検査を中心とする一般選抜とは異なる多様な方法というものを行うなど、多様化に努めるといった、もう少し

文言については精査してまいりますけれども、ここはこうやりなさいというよりは、こういう方法でやるのが秋入学については基本的には考えられるし、それが望ましいのではないかといった趣旨のことを盛り込むということを想定したところでございます。

【沖座長代理】 ありがとうございます。今御説明の内容で、ほぼそうだろうなということは確認したのですが、実は、今の参考資料9の一番最後のところは、いろいろな取組などについて、さらに専門的に検討した上で、実施要項上の取扱いを明確にすべきであると明記しているわけなので、すいません、私が不勉強なのかもしれませんが、この1年弱の間で、この件について、専門的に検討した結果というのが出ているということであれば了解できるんですけども、そうではないけれども、取りあえず変えるという話をしようとしているのか、この辺りが検討会議の提言そのものをどう取り扱うかという点でも考えたほうがいいのかと。少なくとも何らかの手当てをしたほうがいいんじゃないかと思えますので、まさに資料をおつくりになっている点から考えて、専門的に検討というのをどう位置づけるのかは、ぜひ、今日は無理だとしても、次回に向けて何らかのお話をいただければと思います。

以上です。

【平野大学入試室長】 ありがとうございます。今日はこの部分、物を示せていないということもあって、詳細に御説明できていないところがあり、申し訳ございません。この件については、秋入学の入試上のものということのみならず、その他の部分も関わってくる問題でありますので、文部科学省のほうで、そうしたテーマ等を踏まえて、しっかりと体制等をつくって検討したという経緯がございます。その辺りも次回、可能な範囲で御説明をさせていただいた上で、御議論をさせていただければと思ってございます。ありがとうございました。

【川嶋座長】 よろしいでしょうか、沖委員。次回、明確にするということです。ほかの委員の方々、御意見、御質問ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、令和5年度入学者選抜実施要項については、今日いただいた御意見を踏まえて、事務局のほうには整備していただければと思いますが、本日の不正防止・安全対策、コロナ対策、入学者選抜実施要項、全体を含めて何か最後に御意見、御質問ございましたら。石崎委員、どうぞ。

【石崎委員】 すみません、今日の議題にはありませんでしたが、今年は令和7年度入試の2年前に当たる、いわゆる2年前ルールについて、令和7年予告を出すときにもお話ししましたが、令和7年の実施要項を、高校側としては、できるだけ年内に出していただきたいということをもう1回申し上げておきたいと思えます。そのときにもお話ししたんですけども、高校2年生のときに、大学受験科目を勘案しながら選択科目を取るという学校も結構ございまして、大体高校2年生のときの選択科目目的というのは12月頃に決めるような学校も多いんです。ですから、選択科目を高校生が選ぶときに、自分が志望している大学の実施要項が出ていないと不安に思う生徒もいるので、ぜひ年内に、2年前ルールで

令和7年の実施要項が出るようにという話を大学入試者選抜実施協議会の中で確認していただければと思います。

実際、2年前に大学入学共通テストが導入されたときに、1年前に科目を変えて混乱した大学と地域があったのを御記憶の方もいらっしゃると思うんですけれども、2年前に示していただかないと混乱が起きるので、その件につきましては、ぜひ大学入学者選抜協議会の場で、高校と大学で確認をするということを次回以降の議題に取り入れていただければと思います。

長くなりましたが、よろしく願いいたします。

【川嶋座長】 ありがとうございます。現在でも多くの大学でも、令和7年度に向けて検討中かとは思いますが、それ早く公表していただくように促すという御提案でございました。

ほかに、全体を通して何か御意見、御質問ございますか。よろしいですか。

それでは、本日、3つの議題についていろいろ御意見をいただきまして、ありがとうございました。3つの項目について、いただいた御意見を基に、事務局のほうで、さらに検討を進めていただければと思います。時間、かなり早く終わりましたが、本日の協議はこれまでといたしたいと思います。

最後に事務局から今後の日程について、アナウンスをお願いします。

【平野大学入試室長】 失礼いたします。石崎先生からいただいた意見、私どもとしても、2年程度前を待たずに、可能な限り早期に検討し、公表するというところについてお願いしているところでございます。それは大学にとっても、まさに自分の大学を選択してもらえらるかに関わる課題であると認識してございます。文部科学省としても、その趣旨ということがうまく伝える形というのを何かできないかということについては、引き続き考えてまいりたいと思っております。

それで、次回の日程でございます。既に御案内しているところでございますが、5月30日、月曜日、14時半から16時半の開催でございます。本日の議論も踏まえまして、次回の協議会においては、要項の本体というものについて協議をいただきたいと考えてございます。委員におかれては、御多用のところ恐縮ですが、引き続き御協力をお願いいたします。

最後をお願いでございます。本件につきましては、いわゆる不正の関係、安全の関係というところも含めて、非常に社会的な関心も高い案件でございます。情報の取扱いについては、これは最終的に成案ができる前に出るということになると、いろいろと議論の環境に影響してまいります。各委員の各先生方の責任の下において、しっかりと資料の管理というところについてはお願いをしたいということを改めて申し上げさせていただきたいと思います。この会議は非公開でございます。審議において知り得た情報というものについては、漏えいすることは決してないように、本日の議事の概要、資料については、委員限りとしていただくということ。情報の取扱いについては、重ね重ねお願い申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

万が一、先生方のほうに外部から問合せがあった場合については、必ず文部科学省のほうまで御連絡をいただくと、我々としても対応を考えていく上で、ありがたいところがございます。ぜひよろしくお願ひ申し上げます。

その他、今日の会議の資料などについてお気づきの点や追加の御意見がございましたら、事務局まで御連絡をいただきますようお願いいたします。本日はありがとうございました。

【川嶋座長】 これにて散会いたします。ありがとうございました。

— 了 —